（勾留状に代わるものの記載要件等・法第二百七条の二）

第百四十九条の二　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載し、又は記録した被疑事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

［五・六　略］

七　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　勾留状に代わるものが書面による場合　勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものを返還しなければならない旨

ロ　勾留状に代わるものが電磁的記録による場合　勾留状の有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から勾留状に代わるものを消去する措置並びに勾留状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

［八～十一　略］

2　前項の勾留状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　勾留状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　勾留状に代わるものが電磁的記録による場合　勾留状に代わるものが裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該勾留状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（勾留状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第七十条の四第三項及び第四項の規定は、第一項の勾留状に代わるものについて準用する。

（勾留状に代わるものの提供等請求の却下等・法第二百七条の二）

第百四十九条の三　［略］

（書類等の送付）

第百五十条　裁判官は、被疑者を勾留したときは、速やかにこれに関する書類及び電磁的記録を検察官に送付しなければならない。

（勾留状に代わるものの記載要件等・法第二百七条の三）

第百五十条の三　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　勾留状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものに記載又は記録がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載し、又は記録した被疑事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

［五　略］

（勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の二）

第百四十九条の二　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

［五・六　同上］

七　勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

［八～十一　同上］

［新設］

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもののについてこれを準用する。

（勾留状に代わるものの交付等請求の却下等・法第二百七条の二）

第百四十九条の三　［同上］

（書類の送付）

第百五十条　裁判官は、被疑者を勾留したときは、速やかにこれに関する書類を検察官に送付しなければならない。

（勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の三）

第百五十条の三　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものに記載がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

［五　同上］